

JForest 滋賀中央

森林組合だより

も

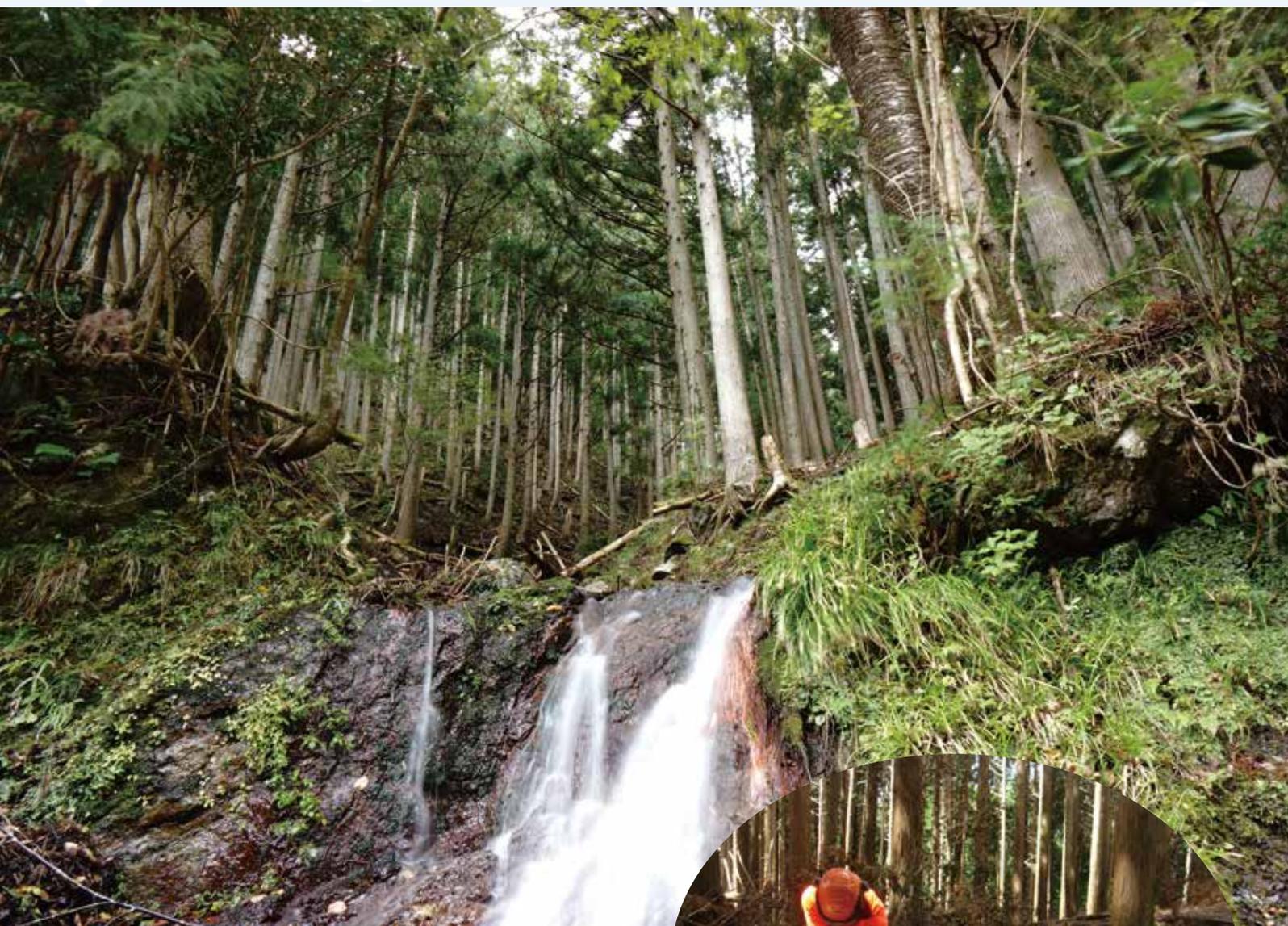
り

めぐ

森林の恵み

No.5

森林面積	42,230 ha
出資金	138,487 千円
組合員数	6,319 人



地球温暖化の影響と考えられる自然災害が多発している昨今、森林の適切な整備、保全は、地球温暖化防止の上からも大変重要です。美しい山林を未来へ繋いでいくことは、森林組合に課せられた責務であると考えています。

ご 挨拶（合併5年が経過して）

組合員の皆様には、日頃より森林組合の各事業に格別なるご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当森林組合も平成25年12月に三森林組合が合併して以来5年が経過しました。

合併当初は、旧森林組合意識も根強く、あらゆる業務の統一の遅れから、合併効果が組合員さんに示せずご迷惑をおかけしていましたが、旧森林組合は事業所と工場に専念し、旧森林組合の事業の特色は事業所で残し、組織運営を本所で一本化したことにより、徐々に新組合としての事業成績をはじめ、従来、組合員さんと密接する森林整備事業の関心が薄かった地域にも事業展開ができるようになってきました。

また、組合の使命的事業である組合員さんからの受託造林事業では、搬出間伐事業を中心に実施し、搬出コストを低減したなかで、有利販売により一定額を森林所有者に還元させてもらい間伐材の搬出量では、合併5年後の平成29年度で10,800㎥（合併前比110%）まで増加させることができました。

また、搬出間伐材を原材料として取り扱う土山と信楽の両工場では、その扱い製品に元々違いがあり、土山工場は木造住宅や木造公共建築物用の製材加工を中心に、信楽工場は建設工事用木材資材や木材工作物を中心に販売を展開してきました。

その結果、各年度とも利益剰余金を内部留保金に積立することができ、総資本で平成29年度は662,594千円と（合併前比107%）資本を充実することができました。

一方では、滋賀県森林組合連合会が県産材の安定供給の拠点として運営していた「滋賀県木材流通センター」を当組合を含めた4森林組合がその土地を買収し、「木材流通センター有限責任事業組合」を設立し、別組合法人として出資運営をはじめました。その運営の中心を当森林組合が担い出資4森林組合への利益分配が果たせています。

直面する課題では、一定の役割を終えた作業班宿舍等の遊休施設の処分や木材需要の変化に伴う両工場での製材機械等の更新、森林整備を担う作業班員の確保等、様々な課題に直面しているのが現状です。

これらは、当森林組合に特化した課題でなく、県内森林組合が共通する課題であることから、「滋賀県の森林整備の中核的担い手としての森林組合の近い将来に向けての方向性」の検討を各森林組合から選出された役職員2名の委員で組織する「森林組合経営改善会議」で、現在、議論が行われています。これらについては、合併も含めた一定の方向性を決定していくものですが、当然のことながら、組合員さんのご意見を聞きながら議論していきたいと思っています。

平成31年度から、森林環境譲与税の運用に伴う新たな森林管理システムがスタートし森林整備に対する新たな支援が始まろうとしています。まだまだ不透明で先行き厳しい環境にあることには間違いありません。

森林組合の安定経営、組合員さんの福利向上の基本的理念の下、万全を期したいと考えていますので、今後ともさらなるご支援ご協力をお願いし、あわせて合併5年間の感謝を申し添え挨拶とさせていただきます。

平成31年1月



代表理事組合長 篠村 久嗣

第5回通常総代会開催



議長の中島芳幸氏

昨年8月23日（木）午前9時30分から水口町の「甲賀市碧水ホール」に於いて、第5回通常総代会を開催いたしました。当日は、台風20号が接近する暴風雨日の上、設立以来はじめての平日での開催でしたが、本人出席77名、書面出席81名の併せて158名（現在総代数200名、出席率79.0%）の総代さんの出席がありました。

来賓には、管内選出の県議会議員を始め甲賀市市長、湖南市市長、日野町副町長、中部森林整備事務所長、甲賀森林整備事務所長、滋賀県森林組合連合会長のご臨席を賜りました。

滋賀県議会議員を代表して富田博明氏より、管内市長を代表して甲賀市長の岩永裕貴氏より、また、滋賀県森林組合連合会長の石谷八郎氏からご祝辞を賜りました。

議長には、甲賀町の中島芳幸氏が就任され、スムーズな議事進行により提出議案全8議案と附帯決議を原案どおり可決承認いただきました。

平成29年度決算につきましては、時代の要請に応えるべく積極的に取り組んだ結果、事業総収益が842,882千円（対計画比112%）、税引前当期利益45,111千円（対計画比303%）といずれも計画以上の成績をあげることができました。

提出議案

第1号議案 平成29年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案並びに注記表及び附属明細書の承認について

第2号議案 平成30年度（H30.6.1～H31.5.31）事業計画書の設定について

第3号議案 平成30年度に於ける借入金最高限度額決定について

組合運営資金	金	300,000千円
特別の法律に基づく借入金		
農林漁業資金	金	150,000千円
農林中央金庫資金	金	50,000千円

第4号議案 平成30年度に於ける余裕金預け入れ先の決定について

農林中央金庫、滋賀銀行、関西アーバン銀行、ゆうちょ銀行、甲賀農業協同組合、グリーン近江農業協同組合、滋賀県信用組合、湖東信用金庫

第5号議案 平成30年度事務取扱手数料の決定について

- 造林補助金事務取扱手数料
…交付補助金額の10%以内
- 受託造林事業手数料
…事業費（労務費＋資材費）の3%以内
- 受託林産事業手数料
…売上金額の3%以内

第6号議案 林道事業に係る賦課金徴収方法並びに徴収時期の決定について

森林組合が施行する林道事業賦課金徴収時期は着工より工事完了時までとし、受益者総会に於いて決定された賦課率により徴収し方法は理事会に一任する。

第7号議案 林道事業による分担金の徴収承認について

森林組合が施行する林道事業に伴う受益者のうち組合員外（県営林、造林公社等）には分担金を徴収する。その時期、方法については着工より工事完了時迄として、当該規定による分担率とし、方法は理事会に一任する。

第8号議案 平成30年度中における役員報酬の限度額の決定について

理事報酬は金14,000千円以内とし、各理事ごとの額は理事会に一任する。
監事報酬は金500千円以内とし、各監事ごとの額は監事の協議とする。

附帯決議 本総代会の決議に反せざる限り、軽微な事項の修正並びに誤字の訂正及び行政庁の指示による字句の修正については理事会に一任する。

平成29年度 決算報告

I 貸借対照表 (平成30年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	内 訳	小 計	合 計
(資産)			
流動資産			
現金・預金		618,567	
受取手形	20,509		
貸倒引当金	△ 135	20,374	
売掛金・未収金	97,391		
貸倒引当金	△ 7,351	90,040	
棚卸資産		34,830	
受託造林立替金等		88,458	
その他		7,564	
流動資産計			859,833
固定資産			
有形固定資産		94,690	
無形固定資産		9,012	
外部出資金		36,928	
保険積立金		41,387	
農林漁業資金貸付金	152		
貸倒引当金	△ 1	151	
その他の固定資産		517	
固定資産計			182,685
資産合計			1,042,518

科目	内 訳	小 計	合 計
(負債)			
流動負債			
買掛金		11,246	
短期借入金		110,000	
未払金		57,985	
預り金		46,432	
その他負債		11,769	
流動負債計			237,432
固定負債			
農林漁業資金借入金		152	
退職給付引当金		142,340	
固定負債計			142,492
負債合計			379,924
(純資産)			
出資金		138,487	
資本準備金		910	
法定準備金		151,065	
任意積立金		311,319	
当期末処分剰余金		60,813	
純資産計			662,594
負債・純資産合計			1,042,518

注) 千円未満を四捨五入しています。

II 損益計算書 (平成29年6月1日~平成30年5月31日) (単位：千円)

科目	小 計	合 計
I 事業総損益		
1. 収益	842,882	
2. 費用	638,362	
事業総利益		204,520
II 事業管理費		
1. 人件費	135,965	
2. 旅費交通費	1,342	
3. 事務費	5,183	
4. 業務費	2,261	
5. 諸税負担金	4,711	
6. 施設費	19,866	
7. 雑費	213	
事業管理費計		169,541
事業利益		34,979
III 経常損益		
1. 事業外収益	12,012	
2. 事業外費用	1,800	
事業外損益		10,212
経常利益		45,191
IV 特別損益		
1. 特別利益	7	
2. 特別損失	87	
特別損失		△ 80
V 利益剰余金		
税引前当期剰余金		45,111
法人税、住民税、事業税		8,215
当期剰余金		36,896
前期繰越剰余金		22,454
目的積立金取崩額		1,463
当期末処分剰余金		60,813

III 部門別損益計算書 (単位：千円)

部門	費用	収益	利益	
指導部門	2,831	4,131	1,300	
販売	販 売	76,512	98,326	21,814
	建 設 等	42,413	68,560	26,147
	林 産	92,797	122,981	30,184
加工部門	77,005	98,985	21,980	
森林整備	森林整備	201,091	258,693	57,602
	利 用	113,827	152,402	38,575
	福利厚生	0	0	0
	購 買	31,796	38,716	6,920
	金 融	90	88	△ 2
合 計	638,362	842,882	204,520	

IV 剰余金処分案 (単位：千円)

区 分	積算内訳	処分額	合計
I 当期末処分剰余金			60,813
II 剰余金処分額			
1. 法定準備金	剰余金の1/5以上	10,000	
2. 任意積立金			
損失補填積立金		10,000	
役員退職積立金		0	
組合施設等修繕積立金		10,000	
III 次期繰越剰余金			30,813

注) 千円未満を四捨五入しています。

平成30年度 事業計画書

運営の基本方針

区分	説 明
総括	<p>(1) 組合の力で安心して活力ある健全な森林づくりをすすめます。</p> <p>(2) 施業の集約化、機械化により生産コストを低減し、搬出間伐材の売上利益を還元します。このことにより、森林所有者の山林経営意識の向上が図られるよう努力します。</p> <p>(3) 流通体制の効率化により、地域材の需要拡大を図ります。</p> <p>また、森林組合経営面においては、森林組合役職員の意識改革（コンプライアンスの遵守、組合員へのサービス意識、コスト意識、営業意識）に全力で取り組み健全経営を図っていきます。</p> <p>平成31年度より、森林環境譲与税の運用として森林経営管理制度（新たな森林管理システム）が実施されます。</p> <p>この制度は、①森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確にし、②森林所有者自ら森林の経営管理を実行できない場合に、市町が森林の経営管理の委託を受け、③林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託、④再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町が管理を実施する。</p> <p>とされており、地域森林を健全に保持保全するため、「意欲と能力のある林業経営者」として、森林組合は森林整備を通して地域貢献を行っていきます。このため、さらに、県、市町との連携を図っていきます。</p>
指導部門	<p>林業推進員さんの協力と県・市・町との連携の中で、森林整備や提案型集約化事業の推進を図り、木材売上代金の山主還元にも努めていきます。</p> <p>このために、「認定施業プランナー」からの森林所有者への提案等の活動強化を図ります。</p> <p>また、広報紙やホームページ等により、幅広く情報提供を図ります。</p>
販売部門	<p>(販売事業) 国産材製品を中心とした製品販売の積極的拡販に努めていきます。</p> <p>(工作物事業) 製品開発と施工技術の研鑽に努め、営業活動により、びわ湖材利用製品の建築及び拡販を図っていきます。</p> <p>(林産事業) 木材生産の生産性の向上を図り、綿密な「木材仕分け」による木材流通センターの集約販売を中心に間伐搬出材の有利販売に努めていきます。</p>
加工部門	<p>林産事業と加工事業との一貫体制により、製材加工用の原木丸太に搬出間伐材利用50%以上を目標に、びわ湖材認定製材工場として住宅構造材、下地材、内装材及び工作物材料等の安定販売に努めていきます。</p> <p>また、木材乾燥施設、四面カンナ加工施設、丸棒加工施設及び防虫防蟻施設のフル活用による木材加工と品質向上を強化していきます。</p>
森林整備部門	<p>(森林整備事業・利用事業) 施業集約化のための境界明確化事業や森林調査を進め、搬出間伐面積212ha以上、木材搬出材積10,837m³を目標とし、山主への利益還元にも努めていきます。各種請負事業の積極的な受注を図り、利益確保に努めていきます。また、木材生産における生産性の向上と安全性を確保するための研修会を随時開催し、技術作業班の技術向上を図ります。</p> <p>(購買事業) 森林組合の利用客の減少のなかで、獣害対策資材等組合員要望に応じた資材提供や管内各地での「無料整備点検会」を開催し、拡販に取り組むとともに、利用客に満足していただけるアフターサービスに努めていきます。</p>

平成30年度 損益計画書

I. 部門別損益計画

(単位：千円)

部 門	費 用	収 益	利 益	
指導部門	3,100	4,090	990	
販売	販 売	72,020	90,400	18,380
	建 設 等	29,250	48,000	18,750
	林 産	92,500	129,000	36,500
加工部門	73,550	105,800	32,250	
森林整備	森林整備	112,628	138,128	25,500
	利 用	119,940	157,085	37,145
	福 利 厚 生	0	0	0
	購 買	30,085	36,300	6,215
	金 融	11	21	10
合 計	533,084	708,824	175,740	

II. 損益計画書 (H30.6.1～H31.5.31)

事業総利益	175,740千円
事業管理費	163,822千円
経常利益	18,582千円
特別損益	0千円
税引前当期利益	18,582千円

注) LLPの分配収入を含んでいます。

組合員の声

日野町奥之池

鈴木 孝雄

- 間伐搬出を森林組合に依頼したきっかけはどのようなことでしたか。
当奥之池地区では、平成26年度より「地籍調査事業」に取り組み、近々完了の予定です。農地は、既に「土地改良事業」により整備済みで「山林」だけが残ることになり、平成27年「森林の境界明確化事業及び森林整備事業」に取り組み、この事業の一環として間伐搬出をしていただきました。
- 搬出作業道をつけさせてもらった事に対してどう思われましたか。
立派な作業道を細部に張り巡らせていただき、今後の管理や伐期を迎えても安心して次世代へも安心して引き継ぎます。
- 間伐材を搬出してもらった収支はどうでしたか。
ほぼ見積り通りの間伐量であったが見積りよりも倍近い売上高となり、差引受取額も見積りの4倍強となった。今後の自然林、放置林の「森林の境界明確化事業及び森林整備事業」の費用捻出に希望が持てる。
- 森林組合に対するご意見をお聞かせ下さい。
「森林の境界明確化事業及び森林整備事業」が当初の目的の通り完成するよう引き続きご協力、ご指導をお願いしたい。



甲南町杉谷

河合 勇

- 間伐搬出を森林組合に依頼したきっかけはどのようなことでしたか。
杉谷岩尾地区で森林組合から搬出間伐の施業提案があり、現在、長期育林を自分たちで行うことが出来ない現状なので依頼しました。
- 搬出作業道をつけさせてもらった事に対してどう思われましたか。
既設道から距離のある奥の山で所有している者にとっては、ありがたい。次回施業までの間、災害等で作業道が傷まないよう願うだけです。
- 間伐材を搬出してもらった収支はどうでしたか。
補助金制度を利用し施業していただき、木材価格の低迷などから木材の価値が下がっていった中で、いろいろな用途として木材を利用してもらい返還金があり、ありがたく思います。
- 森林組合に対するご意見をお聞かせ下さい。
今後もずっと山を所有していかなければならないので、継続的に事業を行ってほしいと思います。



2021年「第72回全国植樹祭」の開催地が かふかゆめ 「鹿深夢の森」甲賀市甲賀町に正式決定



鹿深夢の森

補助造林事業について

計画的でまとまった施業（集約化された区域）で行う間伐に対する補助事業

①森林経営計画の区域であり、②間伐面積が5ha以上で、③間伐材を10m³/ha以上搬出する施業に対する補助事業です。

★新植・下刈・除伐（保育間伐）・枝打は、従来とおり0.1haから補助対象です。

ただし、個人施業をされる場合は、作業前、作業中の写真が必要となります。

間伐材を搬出して間伐施業負担金ゼロに、山によっては還元できます！！

受託造林事業試算例					0.1ha（1反）当たり（円） ※搬出+間伐：1ha当たり（円）			
補助事業名	森林環境保全直接支援事業							
作業種	造林	下刈	枝打	保育間伐	間伐+搬出+作業道			
補助対象要件	0.1ha（1反）以上				集約面積 5.0ha以上+搬出材積 10m ³ 以上+間伐率30%以上+作業道（W=2.5m）			
補助対象林齢	地拵え、 植栽	10年生 以下	30年生 以下 (間伐と 同時実施)	①35年生 以下 ②伐採木 平均径 18cm以下	スギ・ヒノキ		スギ・ヒノキ	
					末口径（曲がり） φ12cm～φ16cm		末口径φ 18cm～26cm	
事業費（標準）	285,000	18,000	60,000	27,000	30m ³ ～ 39m ³ 搬出	860,000	50m ³ ～ 59m ³ 搬出	1,120,000
補助金（概算）	200,000	15,000	53,000	23,000	搬出補助金	740,000	搬出補助金	890,000
					間伐材予定売上	120,000	間伐材予定売上	330,000
山主負担金	85,000	3,000	7,000	4,000	お支払額	0	お支払額	100,000
備考	森林施業プラン提案（見積書）を提示します。							

★補助事業完了翌年度から5年以内に森林以外の用途に転用する場合は補助金返還をしなければなりません。

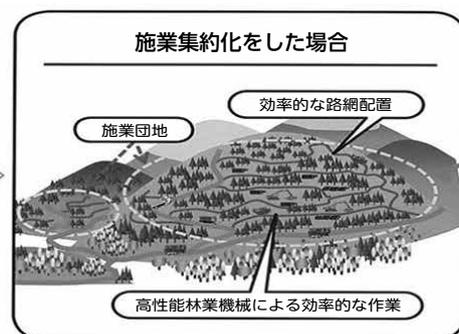
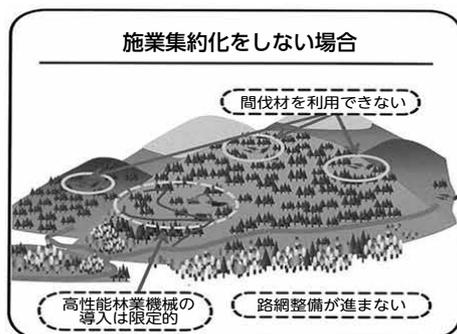
集約化施業による搬出間伐地その後



提案型集約化施業とは

小規模に分散した複数の森林所有者の隣接する森林を取りまとめて（集約化して）、森林所有者へ施業の提案を行い、地域の森林を管理していく方法のことを「提案型集約化施業」（または「提案型施業」）と呼びます。

また、このように複数の森林所有者の持つ森林を取りまとめて、路網（作業道）の開設から伐採までの施業を一体的に行う施業地を施業団地と呼びます。



滋賀中央森林組合ってどんなことをしているの？



森林組合では、組合員さんの依頼により山の仕事をを行い補助金申請する補助造林事業や行政から委託を請けて行う山の整備、工務店や建設業者から発注された資材を製材工場で作るなどの木材加工も行っています。また他にも地域の皆様の身近な生活の困りごととも解決しています。



Q

今年の台風で庭の大きくなってしまった木の枝が落ちてきて…木が倒れてきたら怖いので伐ってもらおうことってできますか？



施業前



施業後

A

お任せ下さい。危険木の伐採から樹木の剪定、植栽も承っています。熟練の技術作業班による安全安心な作業を行います。作業状況により金額が変わりますので、お見積をさせていただきます。まずはご連絡下さい。



Q

見積りに費用は掛かりますか？

A

見積りに係る経費はいただいております。お気軽にご相談下さい。



Q

父親から山を相続したのですが境界がわからない。公図を見てもさっぱりわからない。何か方法はないのですか？



A

森林組合では、おおよその場所がわかるよう情報提供させていただいています。しかし、森林組合だけで境界を確定することはできませんので、地域の精通者に確認していただくことの方が確実だと思われます。



Q

田畑にシカやイノシシが入ってきて困ってる。森林組合で、獣害対策用資材の取り扱いなどやってるか？

A

森林組合では、金網や電柵などの色々な資材を数多く取り扱っています。また、施工まで請け賜っていますので、お気軽にお問い合わせ下さい。



Q

この前、本所でチェーンソーをツケ払いで購入したけれど、お金はどこで払っても大丈夫？

A

お買い上げありがとうございます。本所、各事業所、支所のどこでお支払いいただいても大丈夫です。もちろん金融機関での払込もできます。



Q

ヒノキを植えてもらった山にソーラーを設置したいと思っている。自分の山だから自由に使っても大丈夫だね？

A

ソーラー開発は、近年全国的に大きな問題となっていますが、その場所が植林などで造林補助金をもらっている場合、補助事業完了後5年間は伐採や森林の用途以外に転用すると補助金返還の対象となります。造林地を他者に譲渡や売却しても義務は残りますのでご注意ください。また、森林を取得した場合、土地の大小にかかわらず土地のある市町村の長に取得した日から90日以内に市町届出が必要です。



当組合から3人の「森林評価測定士」が誕生しました。

滋賀県産木材の目利き役である「森林評価測定士」制度が創設され、当組合から3人の「森林評価測定士」が誕生しました。

「森林評価測定士」制度とは、出荷先により様々な需要のある県産材を日本農林規格に基づいて主に柱になる「A材」、集成材や合板になる「B材」、チップ材や木質ボードに用いられる「C材」に適正に仕分けられる技術を持ち、また出荷する木材の品質に責任を持つ技術者を養成することを目的としています。様々な需要に対し安

定的に品質の良い木材を供給することができれば、木材を高値で販売することができ結果として森林所有者へ還元することができます。

当組合では、集約化施業による間伐材の搬出を進めており今年度も約11,000㎡の搬出を計画していますが、3人の「森林評価測定士」が認定されたことから森林所有者への還元金を少しずつでも増やしていきたいと考えています。



平成29年度 理事会だより

第1回 理事会（平成29年8月3日）

1. 平成28年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案並びに注記表及び附属明細書の承認について
 2. 平成29年度事業計画書の設定について
 3. 第4回通常総代会の開催日程について
 4. 第4回通常総代会の提出議案について
- 報告事項 1. 木材流通センター有限責任事業組合決算について
2. 不適切事項に伴う林野庁ヒヤリングについて

第2回 理事会（平成29年8月26日）

1. 組合執行体制の決定について
 2. 組合執行理事の選任について
- 報告事項 1. 組合機構及び人事について

第3回 理事会（平成29年9月26日）

1. 筆頭理事の選任及び理事の順位（案）について
 2. 委員会の設置及び委員の選任について
 3. 理事報酬の決定について
 4. 退任役員への役員退任給与金の支給について
- 報告事項 1. 滋賀県森林組合連合会 機構図
2. 県内森林組合の状況
3. 総代名簿
4. 林業推進員名簿

第4回 理事会（平成29年11月16日）

1. 短期借入金に伴う約定書連帯保証人の選任について
 2. 固定資産（車輛運搬具）の購入及び廃棄について
 3. 職員年末賞与の支給について
- 報告事項 1. 10月末現在事業進捗状況報告
2. 「県内森林組合改善会議」の発足について

第5回 理事会（平成30年1月23日）

1. 上期における理事との自己契約及び下期における自己契約予定について
- 報告事項 1. 森林組合中間決算について
2. 木材流通センター中間決算について
3. 上期組合員加入脱退について
4. 森林環境税・森林環境譲与税の概要について

第6回 理事会（平成30年3月23日）

1. 常例検査指示書による理事の意見及び今後の方針（案）について
 2. 工事及び施業執行規則の制定について
 3. 本所事務所の移転について
- 報告事項 1. 事業進捗状況（2月）について
2. 森林環境税・森林環境譲与税の概要について
3. 職員採用について

第7回 理事会（平成30年5月25日）

1. 職制規程の改正について
2. 給与規程の改正について
3. 平成29年度決算見込みについて
4. 職員夏期賞与等の支給について
5. 業務車の購入及び廃棄について
6. 平成30・31年度工事等指名業者の選定及び森林整備等登録業者の選定について



理事会



搬出現場視察

第5回労働安全衛生大会を開催しました。

昨年8月30日、日野町林業センターホールに於いて技術作業班を対象に5回目となる労働安全衛生大会を開催しました。

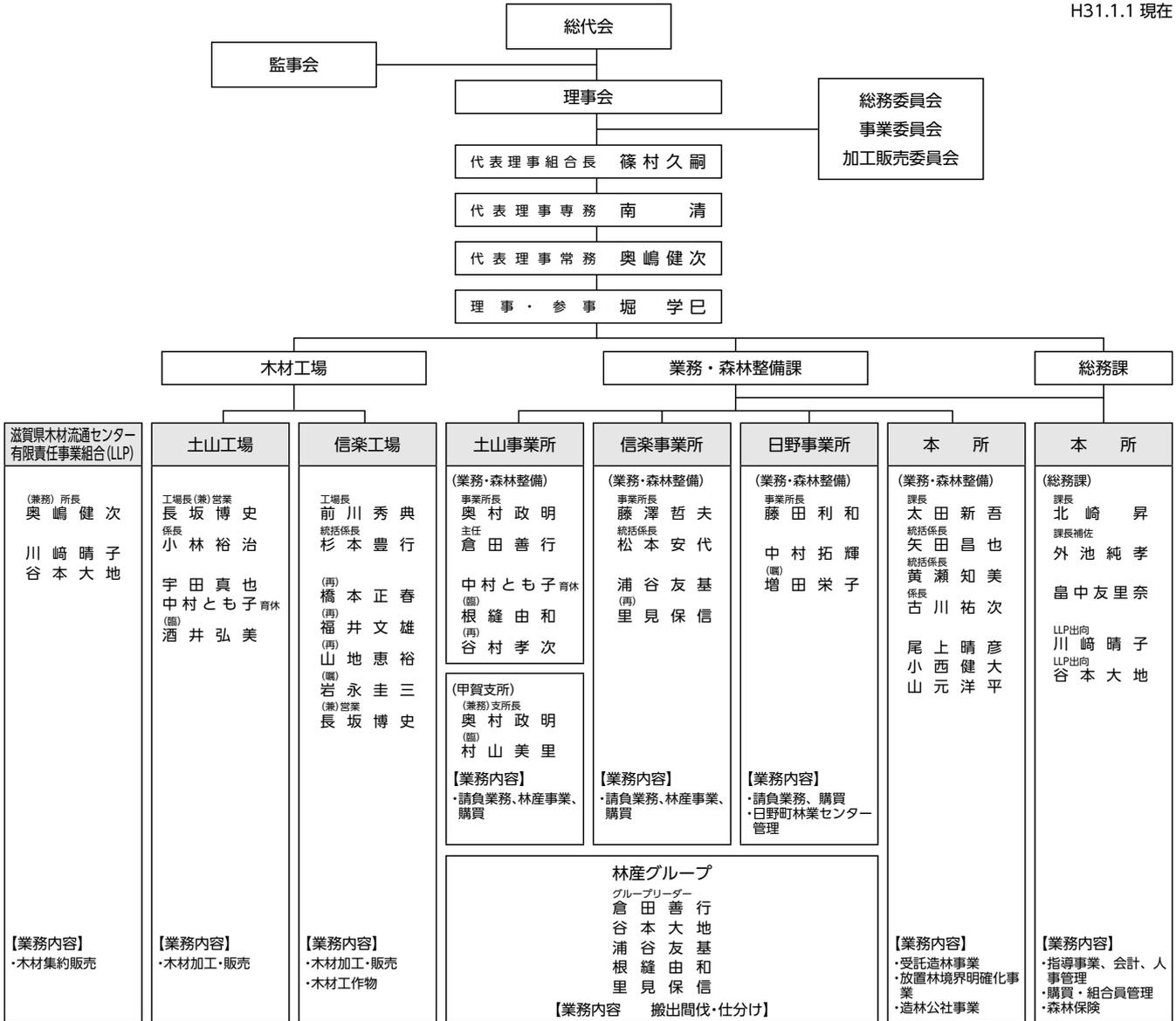
冒頭、長年技術作業班として尽力いただいた7名の方々に感謝状を贈呈しました。

続いて、技術作業班の代表から力強い安全宣言があり、その後技術作業班が熱心に研修を受講しました。



滋賀中央森林組合組織図

H31.1.1 現在



労災死亡事故発生のお詫び

故人のご冥福をお祈り申し上げるとともにご遺族の皆様にご心より哀悼の意を表します。

平成30年10月25日午前10時50分頃、当組合製材工場におきまして、あってはならない労働災害死亡事故が発生し、大切な仲間の尊い命が奪われてしまいました。組合員の皆様をはじめ、関係取引先、関係機関には多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

私たち役員一同は、今回の尊い犠牲を決して忘れることなく、二度とこのような痛ましい労働災害を起こさないことをお誓い申し上げ、労働災害防止の徹底を図って参ります。今後とも、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

草刈り、支障木伐採はいかがですか。

当組合では、山の手入れ以外にも荒れ田や宅地の草刈り、住宅に隣接している支障木の伐採なども行っています。

主な作業料金は次のとおりです				
作業区分	作業の内容	料金単位	料金	備考
草刈	草刈のみ	㎡あたり	20円より	草丈により異なる
	草刈+搬入処分	㎡あたり	30円より	
伐採	伐採のみ	本あたり	2,000円より	伐採条件により異なる
	伐採+搬入処分	本あたり	10,000円より	
剪定	枝払等の剪定	本あたり	5,000円より	H=5.0m以上
	庭木剪定+処分	1式	20,000円より	



施工前(支障木)



施工後(支障木)



施工前(竹林)



施工後(竹林)



本所	〒528-0014	滋賀県甲賀市水口町鹿深3-39	TEL 0748(65)4180 FAX 0748(65)4181
土山事業所・工場	〒528-0211	滋賀県甲賀市土山町北土山361	E-mail shiga-shin@shiga-forest.jp
信楽事業所・工場	〒529-1832	滋賀県甲賀市信楽町小川出1-1	TEL 0748(66)0015 FAX 0748(66)0395
日野事業所	〒529-1602	滋賀県蒲生郡日野町河原1-1	TEL 0748(82)0758 FAX 0748(82)3066
甲賀支所	〒520-3431	滋賀県甲賀市甲賀町大原中541	TEL 0748(52)4334 FAX 0748(52)4449
木材流通センター	〒527-0064	滋賀県東近江市尻無町1168-5	TEL・FAX 0748(88)2127
			TEL 0748(20)1622 FAX 0748(20)1633



JForestとは
Japan Forest owners' cooperative associations
の頭二文字からとった森林組合系統の統一愛称です。